

出願要件オーストラリアでの植物育成者の権利について。

オーストラリアの植物育成者の権利に対する出願要件を満たすために、ウォーターマークは以下の情報を必要とします。

オーストラリアでの植物育成者の権利に対する出願は、2つの部分からなります。最初の出願(パート1)では、出願人は、新しい植物品種がPBR(植物育成者権)に適合であり、その他の公知知られている品種とは異なっているという明白な主張を立証しなければなりません。パート1の出願が許可された場合、その植物品種は、オーストラリアで仮保護の対象になります。パート2の出願(品種の詳細説明書)は、パート1の出願から12ヶ月以内が期限ですが、ここでは新しい植物品種がPBR(植物育成者権)に適合であるということを立証しなくてはなりません。この第2の部分は通常オーストラリアで承認/認定された有資格者によって作成、立証されます。オーストラリアでPBRの付与を受けるためには、パート2の出願が申請、承認、公開されなければなりません。

オーストラリアでPBR出願(パート1)を提出するには、以下が必要です。

- a 出願人の氏名と住所、更に
- b 生育者の氏名と住所の詳細(出願人が、品種の育成者でない場合は、この出願を行う権利に関する、譲渡、意志もしくは法の適用による移転の明細)、更に
- c その他の公知知られている品種とは異なっているという明白な主張を立証するに十分な、品種の簡単な説明(写真を含む)、更に
- d 品種の名称とその名称に対して提案している同異名、更に
- e 品種が育成された場所の名称、更に
- f 以下を含む、育成プログラムの中で使われる各親品種の詳細、
 - (i)オーストラリアで知られているか売られている親品種の名称(異名を含む)の明細、更に
 - (ii) オーストラリアか他の国で付与されたPBRの明細、更に
 - (iii) 品種が育成された方法の簡単な説明、更に

- g 他の国での、その品種に対するあらゆる種類の権利の申請または付与の明細、更に
- h 承認/認定された有資格者(QP)の任命。この有資格者は、以下のことを行います
 - (i) 出願明細を検証します。更に
 - (ii) 必要な場合は、品種の試験栽培や更に進んだ試験栽培を監督します、更に
 - (iii) 品種の詳細説明を検証します。
- i オーストラリアの遺伝資源研究所(GRC)の任命、
- j 署名済み代理人許可書。

*政府へ出願料を支払う必要があります。

**パート1の申請書が利用できます。 [ここをクリック](#)してください。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

植物育成者

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。

